

○ 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正後</p>	<p>一 総則                  (一) 趣旨                  ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）<u>第七条の二</u>に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。                  ② (略)                  (二) ～ (六) (略)</p>
<p>改正前</p>	<p>一 総則                  (一) 趣旨                  ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）<u>第十八条</u>に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。                  ② (略)                  (二) ～ (六) (略)</p>